

予算特別委員会会議録(3)(令和7年3定)			
日 時	令和7年 9月12日(金)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時06分
場 所	第2委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	面野委員長、小池副委員長、新井田・松井・平戸・橋本・松岩・中鉢・下兼各委員		
説明員	総務・総合政策・財政・産業港湾・生活環境・福祉保険・建設・教育各部長、保健所長、消防長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松岩委員、下兼委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。白川委員が新井田委員に、酒井委員が松井委員に、横尾委員が橋本委員に、佐藤委員が松岩委員に、中村吉宏委員が中鉢委員に、高橋委員が下兼委員に、中村岩雄委員が平戸委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、みらい、公明党、立憲・市民連合、共産党、自民党の順といたします。

みらい。

○小池委員

◎花火大会の安全性とごみの処理について

花火大会の安全性とごみの処理についてお聞きいたします。

8月4日、神奈川県横浜市の花火大会、みなとみらいスマートフェスティバル2025で台船が炎上する火災が発生し、花火大会は途中で中止になりました。幸い船にいた5人の作業員は、海に飛び込み、全員救助されたようです。花火は音楽に合わせて空に上がるようにコンピューターでコントロールしていましたが、火事になって花火を止める操作をしたが、止まらなかったそうです。また、8月9日には静岡県浜松市の花火大会でも、会場の枯れ草が燃える火事がありました。

このような花火大会による火事は全国的に見られ、本市においても考えられると思いましたので、質問いたします。

花火大会は市民や観光客にとって大変魅力的な行事である一方、火の粉や強風などによる火災のリスクも抱えていると考えます。

まず、一般的に花火大会を開催した場合、どのようなことを注意する必要があるのか、お聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室吉川主幹

花火大会の開催に当たっては、打ち上げ場所の安全確保、観覧エリアとの距離の確保、風速や気象状況に応じた開催可否の判断、さらには関係機関との連携体制の整備などが必要と考えております。

○小池委員

おたる潮まつりは実行委員会が主体となっておりますが、安全面や万が一の避難等について、市としてどのように確認しているのか、また、消防署や警察等の関係機関との連携体制は十分かどうか、お示してください。

○（産業港湾）観光振興室吉川主幹

おたる潮まつりは実行委員会が主体となって開催しておりますが、観光振興室が事務局を担っており、花火大会を含む各行事の実施に当たっては、実行委員会や消防、警察、海上保安部、北海道等と事前に協議を行い、必要な許可を得ていることを確認しております。また、関係機関との連携体制についても万全を期しております。

○小池委員

次に、打ち上げをする場所について、横浜市は船上からですが、おたる潮まつりはどこから打ち上げているのでしょうか、お聞かせください。また、その場所にした理由を含めてお示してください。

○（産業港湾）観光振興室吉川主幹

おたる潮まつりにおける花火の打ち上げは、例年、色内埠頭公園から実施しておりますが、大玉の場合に、保安

距離の関係で会場から台船で打ち上げたこともありました。

色内埠頭公園は、火災発生時の延焼リスクが比較的低いことや、観覧場所との距離も確保できることなどから選定されております。

○小池委員

打ち上げ場所周辺において、万が一の火災が起きる可能性もあるのかと思いますが、特に風速など気象条件による中止基準は明確に示されているのか、お聞かせください。

○(産業港湾) 観光振興室吉川主幹

中止基準につきましては、火薬類取締法施行規則第56条の4第4項第2号で示されており、その規定を遵守するほか、安全確保が困難と予見される場合には中止の判断をしております。この判断に当たっては、気象情報をリアルタイムで確認し、必要に応じて消防や警察と連携しながら慎重に対応しております。

○小池委員

次に、会場や露店などの周辺に消火設備はどの程度配置され、火災が発生した際の避難誘導は誰が主体となっていくのか、また、拡声器や誘導灯など具体的な手段は備えられているのか、お聞かせください。

○(産業港湾) 観光振興室吉川主幹

花火打ち上げ場所や露店出店区域などには消火器や消防車が配置され、火災発生時には迅速な初期消火が行える体制を整えております。

また、会場内には警備員や関係スタッフが配置され、避難誘導は実行委員会が中心となり、消防、警察と連携して行う体制となっております。具体的には、会場内の放送設備や拡声器、誘導灯を用いた誘導、通路の確保、車両侵入の制限など安全確保のための措置を講じております。

○小池委員

ちなみに、横浜市のように花火の打ち上げ中に火災が起きた場合、火災状況にもよるとは思いますが、途中で止めることは可能なのでしょうか。

○(産業港湾) 観光振興室吉川主幹

花火大会の打ち上げはコンピューター制御で行われており、プログラムごとに停止することもできますし、緊急停止も可能な仕組みであると業者から聞いております。

○小池委員

では、過去に花火大会を中止したことがあるのか、また、市民から花火大会の安全性に対して苦情はなかったのか、お聞かせください。

○(産業港湾) 観光振興室吉川主幹

花火大会の中止については、平成26年の第48回開催時に、雨と強風を理由に中止したことがあります。

苦情については、迷惑駐車などの声が寄せられることはありましたが、花火大会の安全性についての御意見はありませんでした。

○小池委員

安心・安全を前提に開催されていると思いますけれども、万が一のときの対応について、これまで以上に気をつけていただきたいと思っております。

一方、今年のおたる潮まつりでは、特に最終日のドローンや花火を見る方で会場はにぎわっており、大変よかったですと思います。しかしながら、会場だけではなく、臨港線の歩道に座っている方や市内各地で路上駐車が見受けられ、より一層の安全性が求められているとも考えます。

花火大会当日、私は手宮のホームセンターの駐車場に行ってみました。あの広い駐車場がほぼ満車になるほど花火を見る車と、海沿いで椅子を持参して座って見る方も多く、驚きました。多くの方に花火を楽しんでもらえる

ことはとてもよいことだと思いますが、残念ながら、その分ごみが多く目立ちました。

では、会場やその近辺の清掃はどのような対応をされているのか、お聞かせください。

○(産業港湾) 観光振興室吉川主幹

花火大会後の清掃については実行委員会が主体となり、業者とも連携しながら、会場内及び周辺地域の清掃作業を実施しております。

○小池委員

昨年に引き続き、今年もおたる潮まつりが終わった次の日に、ホームセンターの駐車場をお借りして、NPO法人HAPPY NEW EARTHに主催していただき、ごみ拾いイベントを実施し、私も参加させていただきました。きっかけとしては、おとしまではビーチクリーンをメインに活動していた団体なのですが、おたる潮まつり後のごみ拾いに苦慮されていることをお聞きして、昨年からはじめさせていただきました。

このイベントを開催する流れとしては、観光振興室には直接伺い、今年も実施することを伝え、清掃事業所にはごみの集荷やごみ袋をお願いし、市と教育委員会には後援の申請をそれぞれ行い、承認していただき、開催に至りました。

観光振興室に伺った際に、職員からは、昨年、色内埠頭公園に打ち上げ花火のごみが多くあり苦慮されているというお話をお聞きしましたので、基本的には駐車場付近のごみを拾うイベントなのですが、私を含め、数名の方は色内埠頭公園に行き、公園内のごみを拾いました。公園のグラウンドには花火の燃えかすなのか、小さな円形のごみが一定の間隔で広範囲にわたり落ちていたことや、導火線なども落ちていました。公園では花火を上げた事業者の方や公園緑地課長もごみ拾いをされており、私も初めてこのような花火のごみを拾いましたが、花火を上げることで一定程度のごみが出ることに少し驚きもありましたし、その後、原状回復が必要だと思いますので、花火事業者はもちろんですが、実行委員会の方々や職員、またボランティアの方々の御尽力があり、開催できているのかと思いました。

そこでお聞きいたしますが、まず、こういった花火を上げることによって出てしまう燃えかすなどのごみの処理は、誰がどのように処理すべきなのか、お聞かせください。

○(産業港湾) 観光振興室吉川主幹

花火の打ち上げによって発生する燃えかすや導火線等のごみについては、基本的には打ち上げを行った業者が責任を持って回収、処理することとなっておりますが、実行委員会としても、目視確認や回収作業を実施しております。

○小池委員

このごみ拾いイベントでは、子供と合わせて約50人で約140キログラムのごみを収集しました。もともとホームセンターの駐車場は雪解け後のごみがとても多く見受けられる場所なのですが、近隣の方にお聞きすると、いつもごみが多く、さらに歩道は子供たちの通学路にもなっており、とても気になっているようです。

ホームセンター以外の場所においても、おたる潮まつりの花火大会によってごみが出てしまう場所はほかにもあると思いますが、他部署との連携はどうされているのか、お聞かせください。

○(産業港湾) 観光振興室吉川主幹

おたる潮まつり後の清掃についてですが、先ほども申し上げましたとおり、基本的には実行委員会が主体となって、業者とも連携しながら会場内及び周辺地域の清掃作業を実施しております。ただ、他部署との連携としましては、ごみ減量推進課の取組である「ポイ捨て防止！街をきれいにし隊」が、例年、おたる潮まつり終了後の火曜日に、駅前通り周辺の清掃活動を実施しております。

そうした中で、委員がおっしゃったNPO法人の皆様が昨年からは御協力いただいているごみ拾い活動について、多くの方が御参加され、実行委員会としても大変感謝しているところでございます。今後とも、連携を図っていき

たいと考えております。

○小池委員

話は少しそれますが、サッカーの試合後にサポーターが観覧席のごみ拾いをしていることが世界的にも称賛され、日本人として誇らしく感じておりました。本市最大のお祭りであるおたる潮まつりの次の日に、職員や市民がごみ拾い活動をするのも、日本人として、また小樽市民として全国に誇れる活動だと考えます。

また、このイベントは教育委員会にも後援いただいております。その理由としては、イベント名はゴミ拾い合戦として、子供対大人が拾ったごみの量を競い合う楽しさ、また、子供たちがごみを拾うという行動をすることで、ごみを捨てない、ごみを拾う習慣にもつながり、教育を含めたイベントにしているからです。

さらに、昨年も同様のことを言いましたけれども、官民連携によって職員の業務の軽減につながる民間事業者との取組であり、連携は大変重要と考えます。

このようなごみの処理に限らず、様々な分野において官民連携の取組を強化していただきたいと思っておりますし、他部署との連携も重要と考えます。

○平戸委員

◎地域おこし協力隊について

一般質問で扱いました地域おこし協力隊について質問していきたいと思っております。

まず、9月1日から活動開始となったNPO法人OTARU CREATIVE PLUSの地域おこし協力隊について、幾つか確認したいと思っております。

本市として初めてのことでございますので、協力隊員に対するサポートというか、関わり方についても、まだ正直、手探り状態でやっていたらっしゃるのかと思っております。

まず、募集について、今回採用に至るまで計4回の募集をすることとなったとお聞きしております。4回の募集をすることとなった経緯について、簡単にお聞かせください。

○（総合政策）官民連携室木間主幹

NPO法人OTARU CREATIVE PLUS、通称OC+が活動支援事業者として令和5年度に1回、令和6年度に2回の募集を行った結果、採用者側の辞退、または適任者がいないという理由から採用には至りませんでした。旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫や北運河地区の活用に向けた調査や魅力発信に向け、市外からの人材による新しい視点も取り入れていきたいというOC+の意向もかねてからありましたことから、今回改めて4回目の募集を行い、採用者を決定したものでございます。

○平戸委員

今回、4回かかって活動を開始したということで、本当にうれしく思います。

1回目から4回目にかけて応募者数の推移についてはどうだったのか、お聞かせください。

○（総合政策）官民連携室木間主幹

応募者数の推移につきましては、1回目が4名、2回目が2名、3回目が4名、今回の4回目が4名でございます。

○平戸委員

募集から採用に至るまでNPO法人OTARU CREATIVE PLUSがメインで行ったと伺っておりますが、実際には、役所としてはどういった関わりをしていたのか、お聞かせください。

○（総合政策）官民連携室木間主幹

市の関わりにつきましては、募集に伴い地域おこし協力隊募集要項の作成が必要となりますが、その活動内容についてOC+と協議を行いながら内容の調整を行ったほか、募集情報について市のホームページや北海道のポータル

ルサイトなど複数の地域おこし協力隊募集サイトへの掲載により周知を図ってまいりました。

○平戸委員

私も何度もお話をされていることは聞いておまして、他市町村では前例があるものの、本市として初めてだったので、いろいろと御苦労があったように思います。

今回採用に至りましたが、今後2例目以降を進めていくに当たって、課題についてどのようなものかを考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○(総合政策) 企画政策室渡邊主幹

2例目以降の活用を進めていくに当たっての課題といたしましては、OC+の募集時には、応募者の中に適任者がいなかったケースもあったという面では、求める人材に応募してもらうための幅広いアプローチの方策といったものが課題であると考えてございます。

ただし、アプローチの仕方につきましては、募集案件の内容によって求める人材が異なりますので、場合によっては数多くのチャンネルを使って募集情報を掲載することが効果的なこともあるでしょうし、求めるスキルが限定的で特定のアプローチ方法を考えなければいけないこともあると考えてございますので、ケース・バイ・ケースで最適なアプローチ方法を検討していくことになるものと考えてございます。

○平戸委員

今、ケース・バイ・ケースでいろいろなアプローチをしっかりとやっていかなければいけないというお話もありましたが、一方で、こちらが企画する段階でどういった人材に来てもらうのか、どういった活動内容をつくるのかというところの磨き上げというか、応募者の方から見て魅力があるようにつくっていくということについても、まだ課題が残っているという印象を持っています。

次に、今回の協力隊の方の活動内容について、改めてお聞かせください。

○(総合政策) 官民連携室木間主幹

今回の地域おこし協力隊の活動内容につきましては、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫や北運河地区における魅力発信業務を行うことを目的とし、活動内容は主に三つございまして、一つ目に北運河地区への観光客周遊に向けた旧第3倉庫等の活用に関する取組、二つ目に旧第3倉庫及び北運河地区の魅力発信業務、三つ目に小樽市の地域活性化に資する事業となっております。

○平戸委員

では、今回の地域おこし協力隊の方の活動を進めていくに当たって目標は設定されているのか、また、今後の行政とのつながり、地域おこし協力隊の方とどういった関わり方をしていくのかについてお聞かせください。

○(総合政策) 官民連携室木間主幹

まず、活動目標についてですが、定量的な目標設定はしておりませんが、外部人材ならではの視点から地域の魅力を再発見いただき、活動内容に生かしていただくことを期待しているところでございます。

また、市と地域おこし協力隊との今後の関わり方についてですが、定期的なミーティングを開催し活動内容を確認するとともに、地域おこし協力隊の活動を円滑に進められるよう、適宜コミュニケーションを図りながらサポートを行っていきたいと考えてございます。

○平戸委員

定量的な目標を設定するのが難しいことは、私も活動内容として理解しております。

また、報告をいただいたり定期的なミーティングをすること、採用後のサポートとして地域おこし協力隊の方がどういったことを求めているのかについても2例目以降の参考になるところがあると思うので、定期的にしっかりミーティングをしていただきたいと思います。

次に、他の市町村の地域おこし協力隊の活動を見ていると、次の地域おこし協力隊の募集に関してであったり、

着任している地域おこし協力隊員に応募前からいろいろと御協力いただいている状況が見受けられます。

本市で、次の2例目、3例目と考えていくに当たって御協力いただいたほうがいいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○(総合政策)企画政策室渡邊主幹

先輩隊員として次の協力隊員の募集に関わってもらうことにつきましては、ウェブサイトやSNSを通じ先輩隊員の声のような形で情報発信することなどは、応募を検討される方に協力隊員としての経験や暮らしぶりを伝えるために有用であると考えてございますので検討したいと考えております。

また、対面、オンラインを問わず、地域おこし協力隊の募集イベントなどに市として参加する機会があれば、先輩隊員として一緒に参加してもらうことも同様に有用であると考えてございますので、隊員自身の本来の活動に支障を来さない範囲で検討したいと考えてございます。

○平戸委員

私も、ほかの市町村で今年から地域おこし協力隊に着任された方とお話をする機会がありまして、その際にも、やはり以前からその地域で活動している方にお話を聞いて、地域の方とのつながりであったり、どういったところに行くかと情報を得ることができる、この人はいろいろな情報を持っているから会いに行ったほうがいいなど、着任前に知っておくと安心にもつながりますし、着任以降の活動にもすごくメリットがあると思うので、その辺は、活動に支障がない範囲でお願いすべきだと思っています。

次に、令和6年度の総務省の地域おこし協力隊に関する資料を見まして、地域おこし協力隊員の任期後の定住率は全国で約69%、道内では過去5年間で任期を終えた1,020名のうち783名の約77%の方が、活動地もしくはその近隣市町村に定住しているというデータが出ています。過去のデータを見ましても、全国平均に比べて道内は定住率が高い結果となっています。

私も道外出身者として、北海道に住むというのが大自然に囲まれた生活というか、何かきらきらしたものというイメージを持っていて、実際に住んでみると、冬は除雪が大変で腰が痛かったり、冬道の運転が怖かったりということはあるのですが、本州のうだるような夏にはなかなか戻りたくないというのが正直な気持ちで、道内の定住率の高さに対して納得できるという思いがあります。

今、総務省で示された定住率といったデータを踏まえまして、地域おこし協力隊制度については、実際に効果のある移住対策、人口減対策になっていると思いますが、その点はいかがでしょうか。

○(総合政策)企画政策室渡邊主幹

地域おこし協力隊は都市部からの外部人材を受け入れ、地域協力活動に従事してもらいながら、地域への定住、定着を図る取組であり、実際に全国のデータからも高い確率で任期後の定住につながっていることから、地域課題の解決と同時に、人口減少対策に資するものと考えてございます。

○平戸委員

隊員数だけのところで考えても、地域おこし協力隊が人口減少対策になっていることが確認できました。

さらに、協力隊員が本市に移り住むという点においては、協力隊員の数だけなので移住対策の柱となる制度ではないことは私も理解しておりますが、協力隊員はその地域で最長3年間活動します。今、主幹がおっしゃったことでもあります、活動によって地域の魅力が向上したり地域課題の解消が進んだり地域にプラスの影響が予想されると思います。また、任期後は起業したり、そのまま市役所の職員となる例も多くあり、人口が1人増えること以上の効果を期待できる点において、私としては理想的な人口減少対策の一つだと思っています。

次に、今後の進め方の中で、提案させていただきたいことがあります。

本市の一番の課題が人口減少、その実効性のある対策が地域おこし協力隊制度であることを先ほど確認しました。本市の地域おこし協力隊制度の進め方、捉え方として、まず、何か課題があつて、その課題を解決するために地域

おこし協力隊を導入する、導入を検討することは理解しています。そうであれば、人口減少という一番の課題に対しても、地域おこし協力隊を活用することにもなるのではないかと思います。

地域おこし協力隊の人数を確保することが制度本来の趣旨ではないことは承知の上で提案しますが、例えば地域おこし協力隊員数を増やすという活動をしてもらう地域おこし協力隊は制度上可能なのか、伺いたいと思います。

○(総合政策)企画政策室渡邊主幹

地域おこし協力隊員数を増やすために地域おこし協力隊を活用することにつきましては、協力隊員が従事する地域協力活動は総務省の地域おこし協力隊推進要綱に例示されているもののほか、各地域の実情に応じ、地方自治体の自主的な判断により決定することができるものとさせていただきます。また、地域おこし協力隊推進要綱の例示の中の一つとして、移住者受け入れ促進が挙げられているところでございます。

これらのことから、地域おこし協力隊員数を増やすという活動が地域協力活動に位置づけられるのであれば、そのような協力隊員を導入することは制度上、可能であると考えてございます。

○平戸委員

制度上としては一応可能であるということで、ほかの市町村を見ても、私はまだこういった例を確認できませんでした。

これまで実際に地域おこし協力隊があまり進んでこなかった要因の一つで、担当の方の業務量が多くて、新しいことを少し始めづらい環境にあることを私は感じていました。地域おこし協力隊を増やすのが業務であれば、協力隊員1人のマンパワーがそこに増えるわけなので、地域おこし協力隊を採用するとすぐ進んでいくのではないのかという期待をしています。今後の参考にさせていただきたいと思います。

次に、別海町は令和6年度で6人、令和5年度で12人、令和6年度で40人と地域おこし協力隊員数が急上昇していること、また、今年度になってからは新たに15名が採用されたことをお伝えしました。

別海町については、協力隊員数を108人まで増やすと明確に目標値を設定されているようで、担当職員の方のインタビュー記事を読みましたが、ここ二、三年で驚異的なスピードで隊員を確保するために様々努力されたことが掲載されていました。

インタビューの中にもあって、これは今後、絶対に取り入れていってほしいと思ったのが、ウェブ面談です。インタビュー内にあったのが、大切なこととしてウェブ面談を1次面接に取り入れること、そして、1次面接を行ってから最終採用へ至るまでの日程をなるべく短くすることが大切と言われておりました。

地域おこし協力隊の制度上、本市以外に住んでいる方が募集対象となるので、もし面接を対面形式で行うと、札幌市であればまだしも、本州からわざわざ来てもらうことこそが応募のハードルとなってしまいうように思います。ただ、2次面接以降では本市に来ていただいて、実際にどういった活動ができるのか、具体的にイメージできると思うので、2次面接以降についてはウェブ面接が適しているかは少し考える必要があると思います。

そういった面も、ぜひ実績で先行している自治体を見習っていただきたいと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

○(総合政策)企画政策室渡邊主幹

ウェブでの面談などにより応募しやすい環境をつくるということは、道外からの応募者確保のために必要であると考えており、積極的に取り入れてまいりたいと考えてございます。

また一方で、実際に足を運んでもらうことにより、募集する側と応募する側の両方で分かることも多いと考えてございますので、最終面接などは基本的にオンラインではなく、市内で対面により行う必要があると考えてございます。

他都市の事例を参考に、効果的な選考手法について研究してまいりたいと考えてございます。

○平戸委員

もう一つ、1次面接から採用の決定になるまでの期間をすごく短くすることが大事だということも言われていました。やはり地域おこし協力隊として、どこかの地域に行きたいと思っている方は、いろいろな自治体に応募していることが考えられるので、日程が延びることによって、例えば、ほかの自治体から内定が出てしまってそちらに行ってしまうことが考えられるので、その日程を詰める工夫も検討していただきたいと思います。

次に、観光分野だけではなく広く地域おこし協力隊制度を検討していることを答えていただきました。観光分野、移住促進分野以外で地域おこし協力隊を導入したほうがいい課題については、既にリストアップされている状況なのか、伺いたしたいと思います。

○(総合政策)企画政策室渡邊主幹

地域おこし協力隊の導入を検討する課題のリストアップ、把握につきましては、現在、庁内において地域おこし協力隊のニーズ調査を行っているところでございます。

○平戸委員

ニーズ調査をしているということで、まだ具体的に課題は見えてきてはいない、ここからリストアップしていく状態なのかと思います。

次に、移住・定住促進の分野についてです。

他の市町村でも移住・定住促進の協力隊員は多数いる状況で、その分、前例もすごく集まっていることと思います。

その中で移住促進となると、本市の魅力の情報発信をするような地域おこし協力隊を募集しているところもありますし、そのほかに、例えば空き家の利活用を通じて移住促進を図るといったタイプなど、いろいろな方法があると思いますが、どういったものを想定しているのか、もし今の段階で決まっていればお聞かせください。

○(総合政策)企画政策室渡邊主幹

協力隊員自身が移住者でございますので、移住者ならではの視点により、住むまちとしての小樽市の魅力の発掘ですとか、それら魅力の情報発信などが考えられるところでございますが、具体的な内容については、引き続き検討していきたいと考えてございます。

○平戸委員

次に、ほかにフリーミッション型がありまして、活動内容を指定しないで募集し、応募者側から提案してもらうものになります。フリーミッション型をする場合については、どこの部署が担当することになるのか、お聞かせください。

○(総合政策)企画政策室渡邊主幹

協力隊員自身が活動内容を提案するフリーミッション型の地域おこし協力隊につきましては、仮に本市で導入することとなった場合、募集の段階では、地域おこし協力隊の制度所管部署である企画政策室が担当することになるかと思われませんが、着任後は、活動内容に応じて所管部署を改めて考える必要があるものと考えてございます。

○平戸委員

これから地域おこし協力隊を一例一例積み上げていただいで、地域の課題が少しずつ解決できるように、私もいろいろな事例を調べながら提案させていただけたらと思います。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

公明党に移します。

○橋本委員

◎奨学金返還支援について

奨学金返還支援についてお伺いいたします。

本年、公明党では、若者現役世代を中心とした大規模なアンケートを実施しまして、13万件以上の声をいただきました。この物価高に対して、賃金、所得を増やすなどの対策を求める声はもちろん多かったのですが、現在、奨学金を返還している方々の対策を希望する声が非常に多かったということもありました。

2021年から始まりました奨学金の返還支援に関して少し確認していきたいと思います。

奨学金の代理返還には、企業が独自にする場合と自治体ができる場合、または企業と自治体が一緒に共同してやる場合など様々な形があると思うのですが、現在、小樽市では、さっぽろ圏奨学金返還支援事業の対象自治体になっております。

さっぽろ圏奨学金返還支援事業について、改めて、概要と、現在の小樽市での利用者、また登録者数、企業の数などを分かる範囲でお答えください。

○（産業港湾）商業労政課長

まず、さっぽろ圏奨学金返還支援事業の概要についてでございますが、さっぽろ圏内の企業の採用支援を目的といたしまして、札幌市が行っている事業でございます。令和2年4月1日から事業が開始され、学生時代に貸与型奨学金を利用されていた方が札幌市の認定を受けた登録企業に就職してさっぽろ圏内に居住した場合、就職後2年目から4年目に年間最大18万円を3年間、最大54万円まで支援する制度となっております。認定を受けたい企業は、札幌市に対して申請を行って認定を受ける必要がございますが、認定にかかる費用は無料となっております。

ただし、本事業の対象となる方を採用した場合には、企業が支援額の半分、1人当たり年間最大9万円になりますが、さっぽろ圏の基金への寄附を行うこととされております。

本市の現状につきましては、本社または勤務地として認定されている企業が7社ございまして、この2年間での利用実績は1社、2名と聞いております。

○橋本委員

登録が7社で、1社、2名が実際に既に使っている。でも、これは2021年度からやっていますので、まだ利用者数としてはかなり少ないという印象です。

あくまでも登録企業を増やしていくことが肝腎であるということで、これまで議会でも様々議論があったのですが、もちろん周知に課題があるという答弁も過去にありました。また、経済団体への働きかけなどもしているというお話もありました。

働きかけといたしましてもいろいろなやり方があると思いますが、どのような方法で、また、どのような内容で周知したのか、分かる範囲でお知らせください。

○（産業港湾）商業労政課長

これまで札幌市からチラシデータの提供があった際などに、関係団体にメールで周知しておりますほか、今年6月に立ち上げました小樽ジョブナビにおいて、企業の魅力を表すキーワードに「奨学金返還支援制度あり」という項目を設けておりますので、それを通じて、求職者だけでなく事業者への周知も図っているところでございます。

今後につきましても、毎年チラシのデータを市内関係団体にお送りして、周知への協力をお願いしてまいりたいと考えております。

○橋本委員

本年6月より、就職・転職応援サイト小樽ジョブナビがスタートしました。昨年より私も女性の就労支援という形でいろいろ質問する中で、小樽ジョブナビが今年度からスタートするという話も伺っていましたので、非常に期待をして、よく見に行っているのですけれども、企業も大分増えたという印象でした。

改めて、現在の小樽ジョブナビへの登録者数をお知らせいただいて、そのうち、今ウェブ上で検索できるものを用意して周知しているというお話でしたが、登録している企業で奨学金返還支援制度を行っているのは何社あるのかが分かれば、お知らせ願います。

○(産業港湾) 商業労政課長

小樽ジョブナビの登録事業者数ですが、本日、朝の時点で公開しておりますのが90社となっております。また、そのうち、奨学金返還支援制度ありとなっている企業が6社ございます。

○橋本委員

小樽ジョブナビへの登録を働きかけていると思うのですけれども、その際に、このような奨学金返還支援制度などがあるといった情報の説明などは必ずしているものなのでしょうか。

○(産業港湾) 商業労政課長

小樽ジョブナビへの登録の働きかけの際に、さっぽろ圏奨学金返還支援事業について必ずしも取り立てて説明を行っているわけではございませんが、登録シートにキーワードとして「奨学金返還支援制度あり」がございまして、御認識はいただけているものと考えております。

○橋本委員

小樽ジョブナビに限らないのですけれども、情報が得られているのだけれども奨学金返還支援制度に登録しない、またはできないみたいな理由があるのかと思うのですが、そういった企業にはどのような理由があるとお考えでしょうか。

○(産業港湾) 商業労政課長

奨学金返還支援制度に登録しない理由でございしますが、まず、増えていかない理由としては、市内企業の認知がなかなか進んでいかないこともあると思いますが、市内企業の中には、そもそも大卒の新卒採用を行わない企業があることが一つの理由となっているものと考えられます。

また、さっぽろ圏の制度ですと、年間最大9万円を札幌市の基金に寄附しなければならないという負担感も理由の一つになっている可能性があると考えております。

○橋本委員

新卒もしくは大学を卒業して3年以内ぐらいではないと、返還支援は利用できないということで、新卒を募集しない場合はなかなかあれですけれども、企業の規模も様々ある中で、やはり企業としては半額を寄附するという負担感が敬遠してしまう理由になるだろうとは私も考えるところです。負担感を減らすためにも、国では、例えば従業員の賃上げを後押しする税制面の支援などが様々あって、奨学金返還額を賃上げとして見る場合の損金算入ができて、法人税、青色申告をされている中小企業でしたら、所得税の課税対象所得が軽減される。それとは別に、令和6年4月1日から令和9年3月31日までに限るものなのですけれども、同時に賃上げ促進税制も利用することができて、実はこれを推進することで税法上のインセンティブがあるのも、もしかしたら企業によっては知らない方もいるのかとも思うのです。

しかも、賃上げ促進税制に関しては、例えばその年が赤字で法人税もゼロ、所得税もゼロだった場合は、翌年度に控除し切れなかった金額を5年間繰り越すこともできるというすごい仕組みになっています。令和9年3月31日までに限ることなのですけれども、国として賃上げもしっかりしないといけないということで、私は何らかの形でこういったものは引き継がれていくだろうと思うので、こういうこともしっかり市内の企業に伝えていく努力も必

要と思っています。

そういったことを踏まえて、まず、今申し上げた賃上げ促進税制は、さっぽろ圏奨学金返還支援事業を利用した企業も対象となるのか、また、企業から税制面の支援に関して小樽市に問合せなどがあつたかということ、また、実際に、小樽市内で独自に奨学金返還をしている企業があるのか分かれればお示ください。

○(産業港湾) 商業労政課長

まず、賃上げ促進税制につきましては、事業者が従業員の奨学金の代理返還に充てる経費を給与等に含むことができるかとされております。それによって、奨学金返還支援を行う事業者が優遇措置を受けられるようになっております。

さっぽろ圏奨学金返還支援事業におきましては、代理返還という形ではなく寄附金としての扱いとなりますので、この税制の対象にはなりません。その代わり、地方公共団体に対する寄附という扱いとなりますので、損金算入ができるかとされております。税制上の優遇措置は、それによって受けられるようになっております。

それから、企業側からの税制面の支援に関する問合せですが、本市ではそういった問合せを受けたことはございません。

独自に奨学金返還支援を行っている企業はあるのかということの詳細については把握していませんが、小樽ジョブナビに掲載している企業のうち、先ほど6社あるとお答えしましたが、そのうちの4社はさっぽろ圏の事業の認定を受けておりませんので、独自の奨学金返還支援を行っているものと考えております。

○橋本委員

まず、ここはしっかりやりたいという企業もだんだん増えてきてはいるのだらうと思います。

今、若者の負担軽減、人材確保を期待する奨学金への支援を全国の5割の自治体が既にやっています、私が調べた限りでは、道内でも10か所は確認できたのです。自治体ごとに金額も当然差がありますけれども、例えば旭川市は、市内の企業に勤めると個人で申し込む、また、旭川市に登録している企業に勤めるとさらに倍もらえるという制度なので、使いやすいと私は思いました。登録していない企業でも、個人で申し込めば使えるといったやり方も見受けられました。

やはり、自治体で何とか少しお金を出して、3分の1ずつ案分してできないかという話には当然なってきますし、自治体としてもしっかり支援策、また、市として独自の方法も考えていかないといけないのは当然です。それも大前提ですが、企業にこういったインセンティブをしっかりといただいて、大卒もしっかり雇っていく、そしてきちんと育てていくという、企業にとっても元気に頑張ってもらえるような働きかけを十分にしていく。こういった仕組みは大してお金はかかりませんので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、先月、小樽ジョブナビE X P O 2025 がありました。概要と参加企業数、また来場数などが分かれればお聞かせください。

○(産業港湾) 商業労政課長

小樽ジョブナビE X P O 2025 でございますが、小樽ジョブナビ公開との連動企画といたしまして、小樽地域雇用創造協議会が8月29日、30日の2日間で実施した合同企業説明会でございます。小樽ジョブナビに掲載中の市内企業が一堂に会して、企業は自社の特色や魅力を発信する機会として、求職者はたくさんの企業の勤務条件や福利厚生などを比較、検討できる機会とすることで、両者のマッチングを促進する目的で開催いたしました。

参加企業数は57社、参加者数は65名でした。参加者65名のうち大学生も6人来ていただきましたけれども、20歳代が11人、30歳代が13人と比較的若い世代の方にも多く参加していただいたと思っております。

○橋本委員

こちらの取組も、今後しっかりしていただきたいと思います。参加者も非常にあって、企業もしっかり参加しているというのが分かりました。

◎子供たちの平和教育について

次に、平和教育について少しだけ質問したいと思います。

本年は戦後80年の節目を迎え、人口の約9割が戦後生まれとなった現代で、今後どのように不戦の誓いを継承していくのが非常に問われた夏だったと思います。本市でも、児童・生徒への平和教育を様々な形で、令和7年度は平和事業の一環で、戦後80年の節目として市内中学生が平和派遣団として広島平和記念式典に参加しました。ホームページには、派遣団参加の応募時に提出された作文が選ばれた4名分掲載されており、どなたも素晴らしい作文で大変感動いたしました。

ここで聞きします。今回応募は何人あったのか。あわせて、小樽市平和派遣団の報告会がありました。内容についてお知らせください。

○(総務)総務課長

まず、応募者につきましてですが、市内中学校8校から14名の応募がございました。

報告会につきましては、8月17日に図書館の視聴覚室において実施しまして、まず、引率した職員がスライドを交えて行程や生徒の様子を説明させていただき、その後、派遣された中学生4名に派遣を通じて学んだこと、感じたこと等を発表していただきました。

私も参加いたしました。平和記念式典の参加や被爆者伝承者の講話など現地で体験したことや印象に残ったことを自分の言葉で語っており、戦争と平和についてしっかりと考えていただいたことがうかがえる発表で、平和は多くの人の願いや努力で守られてきた尊いものであると感じたと語っておられました。

○橋本委員

非常に素晴らしい作文を見たので、報告会も非常に素晴らしいものであったらと思います。

毎年行われています。広島平和記念式典と長崎平和祈念式典には、必ず小・中学生が平和の誓いを語られることを目にします。戦争を経験した方々が自身の思いを未来に託す大切な瞬間であるといつも思うのです。未来への希望を感じる瞬間でもありますので、小樽市内でも、ぜひ一生懸命、平和に対して取り組む小・中学生の言葉が皆さんに届くような機会があったらどうかと非常に思いました。

少しまとめて聞きますけれども、小樽市の戦没者追悼式に学校を代表して小・中学生が参列したことはこれまであったでしょうか。

岩手県奥州市で平和教育の一環として、今年初めて小・中学生の代表が戦没者追悼式に参列して献花した経験を得ることで、本人もすごく平和について考えたという記事がありました。

あわせて、小樽市戦没者追悼式に小・中学生が参加することについて御意見があればお聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

まず、小・中学生が行事として式典に参加したかでございますが、確認できる範囲では参加したことはございません。

小・中学生の方が追悼式に参加することに関してですが、こちらの式典は、そもそも戦没者遺族会が戦没者の方々への慰霊として実施してきたものであります。ただし、会員の減少などを受けまして、小樽市が引き継ぐ形で現在の形となっております。

慰霊式典でございますので、小・中学校に対して参列を促すことは考えてはいないのです。ただ、委員のおっしゃるとおり、若い世代、子供たちが平和の大切さと尊さを考えるよい機会にはなると思います。また、開催時期が8月15日でございますので、御家族や御親戚と集まっている方もいらっしゃると思います。そういった方々が御遺族の方や御家族、御親戚等で、小・中学生の子供、孫がいらっしゃれば、ぜひ一緒に参列していただければと考えております。

○新井田委員

◎廃棄物最終処分場について

廃棄物最終処分場について伺ってまいります。

以前より、我が会派から質問してきておりましたけれども、期間もたっており、現状の処分状況などを確認させていただきつつ、聞いていきたいと思っております。

本市において、廃棄物最終処分場として、主に一般廃棄物を受け入れている小樽市桃内に小樽市廃棄物最終処分場と、令和5年11月30日に埋立処分が終了した、小樽市塩谷4丁目に小樽市廃棄物処理場があり、また、産業廃棄物については、小樽市塩谷1丁目に小樽市産業廃棄物最終処分場があります。

本市の現行の各処分場として、どのような流れでごみを処分されていますでしょうか、お示してください。

○（生活環境）佐治主幹

処分の流れについて一例として申し上げますと、まず、小樽市廃棄物最終処分場の場合ですが、一般家庭から出されるごみが焼却可能なものであれば、北しりべし広域クリーンセンターに運ばれ、計量、焼却等を行った後、また焼却して埋立てを行います。それが焼却不適なものでありますと、市の処分場ですぐ計量した上で埋立処分を行います。

小樽市産業廃棄物最終処分場の場合、主に建設現場などから出されるわけですが、これはリサイクルした上で産業廃棄物最終処分場に運ばれてきて計量を行い、埋立てを行うという流れになっております。

○新井田委員

それぞれの施設で適正な流れで処分されていることが分かりました。

それでは、現行の各処分場について、それぞれいつから、当初どのくらいの容量で供用開始となりましたでしょうか。

○（生活環境）佐治主幹

まず、開始年と容量について、小樽市廃棄物最終処分場は平成12年で、容量は94万1,000立方メートル、小樽市産業廃棄物最終処分場は昭和59年で、容量は360万立方メートルでございます。

○新井田委員

それぞれの年号と容量で開始されているところなのですが、当初から埋め立ててきて、容量もやはり足りなくなってしまってきていったと。

それぞれ延命化を行っているかと思うのですけれども、延命化が物理的に埋立地をどうするものか、簡単でいいので、御説明願えますか。

○（生活環境）佐治主幹

延命化にもいろいろあるのですが、基本的に延命化とは、埋立敷地の中で一旦埋め立てた処分場の中にさらに埋立てを行うことで、一般廃棄物最終処分場の場合、埋立てしたところの上にさらに堰堤を造って埋立てを行うなどを行っております。

○新井田委員

現在、各処分場で延命化されてきて、延命化後の容量はどのくらいになっておりますでしょうか。また、延命化の開始年もお聞かせください。

○（生活環境）佐治主幹

延命化についてですが、小樽市廃棄物最終処分場の延命化後の容量といたしましては127万立方メートルで、延命化して最初に埋立てした年は令和4年でございます。小樽市産業廃棄物最終処分場の延命化後の容量としましては約609万7,000立方メートルで、延命化を開始して最初に埋立てを開始した年は令和4年でございます。

○新井田委員

規模としては、やはり小樽市産業廃棄物最終処分場のほうが大きいことが分かりました。

それでは、各処分場において延命化した後の埋立量の推移をお聞かせください。

○(生活環境)佐治主幹

埋立て後の推移でございますが、小樽市産業廃棄物最終処分場では、令和4年度に約1万7,400立方メートル、令和5年度に約1万8,000立方メートル、令和6年度に約1万7,300立方メートルで、平均といたしましては約1万7,600立方メートルでございます。

小樽市産業廃棄物最終処分場につきましては、令和4年度が約1万7,800立方メートル、令和5年度が約5万5,600立方メートル、令和6年度が約6万5,600立方メートルで、平均といたしましては約5万2,200立方メートルでございます。

また、小樽市産業廃棄物最終処分場は、令和5年度と6年度に埋立量が特に多くなっておりまして、一時的にトンネル工事の残土を埋め立てているためでございます。

○新井田委員

それでは、現状の受入れの容量の推移など、どのような要因で今の推移になっていると分析されておりますでしょうか。

○(生活環境)佐治主幹

小樽市産業廃棄物最終処分場につきましては、当初想定していた埋立量に近いもので推移していると考えております。また、小樽市産業廃棄物最終処分場については、一時的に大きなプロジェクト工場の残土を埋め立てておりますが、全体としては量が減ってきていると感じております。

○新井田委員

当初どおりであるとか少しずつ減っているところで、全体的に人口減少など、ごみ減量化の取組も少しずつ寄与してきているところもあったり、ごみ排出量の減少、資源物の仕分の部分など、いろいろと取組をされている中で進められていることと思います。

それでは、現行の各処分場2か所の維持管理状況は、どのように管理されておりますでしょうか。

○(生活環境)佐治主幹

維持管理状況でございますが、職員による施設の目視点検を行っております。そのほかにつきましては、小樽市産業廃棄物最終処分場及び小樽市産業廃棄物最終処分場の管理運営や法令に基づく放流水質の調査を、民間業者に委託して行っております。

法令としましては、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づいて行っております。

○新井田委員

しっかり法に基づいて管理されていること、また、目視でしっかり点検していることが分かりました。

それでは、埋立てが終了した旧処理場がありますけれども、終了してからまだ管理もされているのかと思っておりますが、管理状況についてはどのようになっておりますでしょうか。また、どのくらいの期間、どのように管理することになっているのでしょうか、基づく法律があれば、それについてもお聞かせください。

○(生活環境)佐治主幹

維持管理についてですが、先ほど述べたものと同じになるのですが、まず、職員による目視点検を行っております。そのほか、ここの部分は少し違うところで、水処理施設の管理運営や法に基づく放流水質、ガス検出の調査を、民間業者に委託して行っております。

また、この根拠法令ですが、先ほど申した一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係る技術上の基

準を定める省令でございます。

期間ですが、完了届を出してから廃止届までの期間です。完了届を北海道に提出した後に埋立ての安定化、構造基準、維持管理基準の適合などを確認する配置基準を満たした上で、もう一度、北海道へ廃止届を提出することが必要となります。その中でいろいろな基準があるのですが、時間がかかるものとして、例えば処理する前の水が2年以上にわたり行った水質検査の結果、排水基準等に適合していることが認められること、また、埋立地からガス発生がほとんど認められない、またはガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないことなどが挙げられます。

○新井田委員

細かく管理されることが分かりました。しっかり管理した後に最終的な廃止に向けての根拠があって廃止されるということです。

ちなみに、今の旧処理場については、廃止する時期のめどはもう立っているのでしょうか。

○(生活環境)佐治主幹

現在のところ、終了届を出した後、先ほど述べました水質やガスの検査等を行っているところでございます。その結果次第によりますが、ガス等の感知、もしくは発生量の変化が認められない場合、おおむね令和9年度に廃止届を出したいと考えております。

○新井田委員

大まかにめどが立っていることが分かりました。

それでは、各処分場の維持管理状況に関して、また埋立てが終了した旧処理場の維持管理についても、施設の点検や水質の検査は小樽市のホームページにてデータでしっかり公開されておまして、市民の皆さんも見られる状況にあるということで非常によいと思いました。

これらのデータについては、本市独自で公開しているのか、また、これも法律などで決められているものなのでしょうか、詳細をお聞かせください。

○(生活環境)佐治主幹

ホームページに載せている各種データでございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて載せております。

○新井田委員

しっかりと法に基づいて公表もしていることが分かりました。

大前提として、ごみの減量化、ごみ自体を少しでも減らしていくように推進していただいていると思います。

とはいえ、できるだけ長く処分場で処分するために容量を増やして延命していくところにも触れたのですが、各処分場において延命化の申請先とか申請の仕方の流れ、必要なデータ、書類などが分かればお聞かせください。

○(生活環境)佐治主幹

申請の流れとして、2施設とも北海道に申請や届出を行っております。主な書類の一例としまして、平成30年度に行った廃棄物最終処分場の変更時の主な書類として、図面であったり、埋立処分維持管理に関する計画書、堰堤等の安定計算、生活環境影響調査、処理施設の処理能力計算書等を提出しております。

○新井田委員

やはり結構細かく書類なり図面なりのデータをしっかり出さなければ申請ができないことが分かりました。

こういった申請について、先ほど言われた北海道などとの事前の協議の上で進めるものなのでしょうか、それとも、本市で判断して準備して申請していくというものなのでしょうか、お聞かせください。

○(生活環境)佐治主幹

延命化に関する申請等の協議でございますが、北海道に届け出る必要がありますので、北海道と協議等を行って

おります。

○新井田委員

事前に北海道と協議しながら進めることが分かりました。

申請作業とか書類に関しても結構大事になってきますし、出す書類やデータもかなり多いと感じました。やはりそれだけ大事なことだとも感じました。

公開されているデータも拝見しましたが、残りの埋立て容量とかも年度ごとに出ておりました、各処分場においてもまだ受け入れられるのかと私は個人的に感じておりましたが、各処分場において、今後どのくらいで埋立ての満了となるのか、現時点での想定をお聞かせください。

○(生活環境)佐治主幹

埋立て完了の想定でございますが、北海道へ提出している届出の書類にて、小樽市廃棄物最終処分場につきましては令和15年度までとなっております。また、小樽市産業廃棄物最終処分場については、おおむね令和19年から20年と、今のところ想定しております。

○新井田委員

各施設ともまだ受け入れられることが分かりました。

各処分場で、今言われたとおり数年分、十数年分の見込みがあることが分かったのですが、今後の方向性としては、小樽市の一般廃棄物処理基本計画内にもありましたけれども、ごみの減量化を図りながら処分場の延命化を図って対応していく方向にあるかと思えます。各処分場において、さらなる容量変更、延命化は可能なのでしょうか。容量変更、延命化が可能であれば、それぞれ満杯になるどのくらい前に申請に向けて事前に行動が必要となるのか、申請のタイミング、現時点で想定している進め方も分かればお聞かせください。

○(生活環境)佐治主幹

まず、今の2施設で延命化が可能なのかについてですが、先ほど申しましたように、まだこの処分場は埋立てが可能ということで、具体的に延命化ができるかの検討はこれからとなるためお答えできません。

また、延命化に向けた申請については、延命化を行う1年前に提出すれば間に合うと考えております。ただ、一般的に申請に向けた準備期間として、工事が不要な場合はコンサル等の業務がございますので、さらに二、三年程度必要になると考えております。それと、何らかの工事が必要な場合は、工事の規模によりますが、さらに5年程度必要になると考えております。

○新井田委員

場合によって結構時間がかかることも分かり、まだ少し早いところもあったのですが、一応お聞きいたしました。

やはり北海道には、その期間は処分できると提出しているとは思いますが、先ほどからも言わせてもらっているのですが、ごみの減量化の推進をしていかなければならないと。

小樽市では平成17年から家庭ごみの有料収集が始まって、平成19年には北しりべし広域クリーンセンターが完成して、焼却とリサイクルを兼ね備えて設備を稼働させております。また、平成26年には小型家電リサイクル回収が始まったりと、生活の中でごみを減らしていく意識も少しずつ広がっているのではないかと確信しております。

まだ先のお話にはなるかもしれないのですが、この先の部分も見据えながら、リデュース、削減、リユース、再利用、リサイクル、再生利用と3Rをもっと日常的に浸透させていく必要もあるかと思えます。ごみの減量化の目標達成を推進しながら、やはり進めていかなければならない。その間には、現実に現行の各処分場も使っていく必要もありますし、課題も数多くあるとは思いますが、私自身、もっと資源化やごみの減量化、もしくは処分場を使いながらも新たな取組がないかという部分を勉強しながら、また今後、取り上げていきたいと思えます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時20分

再開 午後2時40分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○下兼委員

◎男女共同参画について

男女共同参画についてお尋ねします。

令和5年度に第3次小樽市男女共同参画基本計画が策定されました。計画中の「基本方向3 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶(DV防止基本計画)」では、「暴力は重大な人権侵害です。中でも配偶者やパートナーからの暴力であるドメスティック・バイオレンス(DV)は、親密な関係の中で起きるため、発見が難しいことや個人的な問題として捉えられがちです。市民意識調査では、DVの被害を受けたことのある方が約6%、被害を受けた人を知っている人が約18%と、前回調査と比較すると増加傾向にあります。このような状況に対して、DVをはじめ、性暴力や児童、障がい者、高齢者等への虐待などあらゆる暴力に対する予防のための啓発に努めるとともに、多様化する相談内容に対応するため、関係機関や団体との連携を強化し、女性相談の充実を図ることで、被害者の早期発見と、適切な被害者の保護に努めます。」とあります。

それでは、主な事業の中からお尋ねいたします。

配偶者やパートナー等から暴力の根絶、暴力防止に関する研修会の開催とありますが、過去の開催日、内容、参加者人数、参加者の感想などがありましたらお聞かせください。

○(生活環境)男女共同参画課長

DV等に関する研修としましては、平成30年9月13日に、「DV・虐待が子どもの脳と心に与える影響」をテーマに開催いたしまして、参加人数は29人で行いました。令和元年5月29日に、「女性の人権を守ろう～DV・ハラスメントのない社会へ～」をテーマに開催し、参加人数は46人で行いました。令和元年11月9日に、「今、家庭で何が起きているのか?～DV・児童虐待・夫婦別姓・同性婚について法律的観点から考える～」をテーマに開催し、参加人数は100人で行いました。参加者の全体的な感想としましては、DVについて少し理解が深まった、DV等の話を現場の事例とともに説明され、分かりやすかった等の感想が聞かれました。

これ以降、新型コロナウイルス感染症の影響等により人が集まる研修が開催できなかった時期もあり、研修のテーマとして取り上げてはおりませんが、DVに関するリーフレットを作成し配布しているほか、これを市ホームページにも掲載し周知、啓発を図っているところであります。

○下兼委員

たくさんの方に参加していただいたかたのですが、やはり新型コロナウイルス感染症の影響は大きかったと思います。

ただ、DVという言葉自体の周知はかなり広がっていると思います。最近のニュースや報道などでそういう事件とかが発生しているのを見ると、やはり関心も高いと思います。

次に、デートDVについて若年層に対する周知とありますけれども、若年層の年齢対象をお聞かせください。さらに、これまでの取組内容も併せてお示しください。

○(生活環境)男女共同参画課長

デートDVにつきまして、本市の若年層への周知につきましては高校生を対象としており、取組としましては、小樽人権擁護委員協議会と共同で若い世代に対するDV防止に関する正しい知識の普及啓発を目的とし、恋人間の暴力であるデートDVの内容に関する説明や相談窓口一覧などを掲載している、デートDV防止リーフレットを作成し、市内の高校7校の1年生全員に対し、夏季休業に入る前の7月上旬から中旬にかけて各学校を訪問し、生徒への配布を依頼しております。

○下兼委員

これが本当に大切なことだと私は思います。若いからというわけではないのですけれども、ちょうど高校生、今は中学生もそうなのでしょうけれども、多感な時期で男女の意識ということが大きく芽生えてくる時期にしっかりとした教育をしていただくことで、DVの未然防止がかなうのではないかと私は思っております。

加害男性に対する教育・支援についての情報提供という事業がありましたけれども、これはなかなか難しいことだと思います。ですから、やはり若いうちにDVは人権侵害ということをしかりと進めていっていただきたいと思います。

次に、女性相談等の充実の中から質問いたします。

相談窓口の周知として、DV相談カードの配置とあります。このカードの配置は、いつからどのような経緯で行われることになったのでしょうか、お聞かせください。

○(生活環境)男女共同参画課長

DVカードにつきましては、広くDV相談窓口へつなげるための有効な方法として、他都市での効果的な取組などを参考に、平成22年10月から、市内公共施設のほか、JRの駅やスーパーなどの商業施設、病院などに設置を始めたものであります。当初は女性用のカードのみでしたが、平成27年6月からは、男性用カードの設置も始めたところであります。

○下兼委員

私は、男性用カードは見たことがないので、今度どなたかに見せていただきたいと思います。

それでは、公共施設や商業施設など、現在何か所に設置されていますか。それぞれの設置枚数をお聞かせください。また、補充方法、補充枚数も分かればお聞かせください。

○(生活環境)男女共同参画課長

DVカードにつきまして、現在、女性用カードにつきましては、市内61施設の105か所に計2,020枚を設置しております。男性用カードにつきましては、市内20施設の29か所に520枚を設置しております。

設置方法につきましては、主にトイレにカードサイズのボックスを置き、そこに設置しております。

補充方法としましては、年に一、二回、設置しているカードのボックスごと新しいカードと入替えしております。

補充枚数につきましては、全体としておおむね5割程度のカードがなくなっていることから、残り5割程度のカードを補充しているものでございます。

○下兼委員

5割程度とはすごいですね。やはり関心があるということで、この設置も進めていただきたいと思います。

それでは、カード未設置の公共施設への拡充の計画と民間施設の設置促進策はお考えでしょうか。1人でも被害を出さないためにも、カードの拡充をお願いいたします。さらに、デートDVを出さないためにも、大学などにも設置の検討をお考えください。

それでは、女性相談室に寄せられたDV関連の相談は何件ありましたか。過去5年間の数字をお聞かせください。差し支えなければ、寄せられた内容もお聞かせください。

○(生活環境)男女共同参画課長

女性相談室に寄せられましたDVを主訴とする相談件数につきましては、令和2年度から6年度までの5年間でお答えしますと、令和2年度が17件、令和3年度が16件、令和4年度が16件、令和5年度が13件、令和6年度が5件となっております。

相談の内容につきましては、身体的な暴力を振るうDVのほか、大声でどなったり行動を著しく制限したりする精神的DV、生活費を渡さなかったり自由に使えるお金を極端に少なくする経済的DVなどに関する相談が寄せられております。

○下兼委員

それでは、相談の内容によっては、関係機関との連携が生じることがあると思います。

関係機関とはどこになるのでしょうか、お聞かせください。

○(生活環境)男女共同参画課長

相談の内容によりまして、警察や北海道立女性相談支援センターなどの外部機関のほか、福祉保険部やこども未来部など市の他部局とも連携を図っております。

○下兼委員

しっかりと連携を取っていただきたいと思います。

それでは、小樽市女性相談室の相談員は何名おりますか。やはり専門職であると思いますが、どのような資格を有しているのか、お聞かせください。さらに、相談員育成のための取組があればお聞かせください。

○(生活環境)男女共同参画課長

女性相談員につきましては、会計年度任用職員1名を配置しております。任用に当たり特別な資格は必要としておりませんが、相談員は、北海道が実施する女性相談支援員を対象とする研修を受講しているほか、内閣府男女共同参画局が実施するオンライン研修を受講するなどし、研さんに努めているものであります。

○下兼委員

訓練というわけではないのですけれども、1人で相談を受けるのは、かなり精神的に強い方でなければ、いろいろな相談を聞くことも大変だと思います。ぜひとも数名の相談員を育成していただけたらと思います。

被害者の早期発見のために、やはり民生・児童委員や地域関係団体、すなわち町内会との連携強化は必要であると思います。DVは夫婦だけでなく、子供にも影響があるわけですから、地域関係の連携強化も強くお願いいたします。

先ほども申し上げたのですけれども、令和3年に行われた市民意識調査では、DV被害がある人は約6%、被害を受けたことを知っている人が約18%という結果が出ています。調査は5年ごとに実施されると承知しておりますけれども、今回の調査は来年の令和8年、中間見直しになりますが、DV被害を受けたり被害を知っている比率が下がっていることを深く望みます。

次は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律についてお伺いいたします。

女性支援新法が施行されてから、1年がたちました。女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力、性犯罪被害、家庭関係破綻など、複雑化、多様化、複合化しており、コロナ禍により、こうした課題が顕在化し、孤独、孤立対策といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題でした。

こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を、売春をなすおそれのある女子の保護更生を目的とする売春防止法から脱却させて、先駆的な女性支援を実践する民間団体との協働といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築しています。本市では、男女共同参画課が担当部署になっています。

何点かお尋ねいたします。

同法では、民間団体との協働による支援がうたわれておりますが、小樽市では、こういった民間団体との協働を

想定しておりますでしょうか、お聞かせください。

○(生活環境)男女共同参画課長

協働が想定される団体といたしましては、女性に対する暴力に関する相談の受付や被害者の一時避難等が可能であり、その後の自立へ向けた支援が提供される民間シェルターなどが想定されるものでございます。

○下兼委員

今、小樽市には民間シェルターがありません。この法律ができたことで、ぜひとも小樽市にもシェルターができることを望みます。

相談者の生活に重要なのは自立支援であります。

小樽市で自立に結びつける取組はあるのでしょうか、お聞かせください。

○(生活環境)男女共同参画課長

様々な困難を抱えた相談者に対し、当課としましても適切な相談機関等につなげられるよう助言指導を行っておりますが、女性が自立していくために最も必要なこととして、住居や就労先の確保などが考えられることから、自立相談支援や就労準備支援などの事業を行っている福祉総合相談室「たるさぼ」に相談をつなげるよう、連携を図るように努めているところでございます。

○下兼委員

一つの課ではどうにもならないことばかりだと思います。やはり全庁を挙げて連携を取っていただきたいと思えます。

◎市内の感染症と熱中症について

次に、小樽市内の感染症と熱中症についてお伺いいたします。

9月に入り、やっと朝晩の気温が下がり涼しくなりました。今年の夏の気温は昨年と同様かなり高く、6月から30度を超える日がありました。さらに7月、8月には30度前後の日が何日も続き、湿度も高くじめじめし、体調を崩す市民も多かったのではないのでしょうか。

初めに、感染症についてお伺いします。

先日、私はたるトク健診を受診しました。その病院の待合室で、看護師たちが、10月1日から始まる新型コロナウイルス感染症予防接種とインフルエンザ予防接種を希望する高齢者の予約を聞いていました。令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類へ移行してから、はや2年がたちました。

しかし、最近、新型コロナウイルス感染症に感染したお話を聞いたり、または会議などで一緒だった方が新型コロナウイルス感染症に感染したことを知り、一緒だった方が自分も感染しているのではないかと心配しているというお話を聞いたりしております。もしかすると表に出ていないだけで、また増え始めているのではないかと心配になります。夏季休業、お盆など、人の移動が活発になり、感染に気づかずに旅行して感染を広げている可能性も否定できないのではないのでしょうか。

そこで、令和7年第15週から第35週の新型コロナウイルス感染症患者報告数は89人でしたが、令和7年1月から現在までの患者数をお聞かせください。

○(保健所)鳥居塚主幹

新型コロナウイルス感染症の患者数についての御質問ですが、令和7年4月第15週から感染症発生動向調査の定点医療機関数を5か所から3か所に変更しており、単純に比較はできませんが、新型コロナウイルス感染症の定点報告による患者数では、令和7年1月第1週から3月第14週までで355人、4月第15週から8月第35週までで89人です。7月第31週目頃から増加傾向にあります。

○下兼委員

5類に移行して情報が少なくなってきたとはいえ、やはりある程度の人数がいます。

それでは、今年1月から現在まで、高齢者施設等の新型コロナウイルス感染症のクラスターは確認されていますか。さらに、高齢者の感染状況はいかがでしょうか、お聞かせください。

○(保健所)鳥居塚主幹

施設等のクラスターについての御質問ですが、保健所では、患者発生数が10人以上となった場合に施設から報告いただいておりますが、令和7年1月から8月末までで施設等における新型コロナウイルス感染症のクラスターは19件確認されており、全て高齢者施設です。

高齢者の感染状況ですが、定点報告による患者数では、第1週から第14週と、第15週から第35週まで、共に60歳以上の割合は約3割となっております。

○下兼委員

コロナ禍では、毎日のようにクラスターと高齢者施設からの報告があったような記憶がありますけれども、今でもやはりあるのです。高齢者対策というのなかなか難しく、やはり体力も落ちる、暑いということがあると、免疫力の低下、そして抵抗力の低下につながるのではないかと思います。私はこれからも注視していきたいと思っております。

それでは、新型コロナウイルス感染症の変異株の流行が広がっているとの報道を耳にしました。

ニンバスと呼ばれているこの変異株は、どのような症状が現れるのでしょうか。また、市内での感染は確認されているのか、お聞かせください。

○(保健所)鳥居塚主幹

変異株についての御質問ですが、正式にはNB. 1. 8. 1株を指し、通称でニンバスと呼ばれています。症状は一般的な新型コロナウイルス感染症の症状と同様に、発熱、せき、倦怠感、味覚・嗅覚障害、下痢など多様です。報道等で強い喉の痛みと言われておりますが、公式の報告はありません。

また、一般の外來で株の検査はしないため、患者数は不明です。国立感染症研究所の報告では、NB. 1. 8. 1株は全国で今年5月から増加し、全体の3割から4割の患者数となっております。

○下兼委員

このような質問をしなければ分からないような情報をいただき、ありがとうございました。

5月からやはり増えているのです。これからも増えるという何か恐怖ではないのですけれども、まだ新型コロナウイルス感染症はあると、しっかりと皆さんも意識して、大勢の中に入るとき、そして密室のときには、自分たちがマスクをしたり手洗いをしたりすることを忘れないようにしなければなりません。

次に、子供たちの感染症についてお尋ねします。

小児科定点の伝染性紅斑とは、どのような感染症なのですか、お聞かせください。

(松井委員退室)

○(保健所)鳥居塚主幹

伝染性紅斑についての御質問ですが、小児を中心に春から夏にかけて流行しやすいウイルスによる感染症です。発熱が3日ほど続いた後、両頬に赤い発疹と、続く手足の網目状の発疹が特徴です。

○下兼委員

通称リンゴ病と呼ばれているようです。

それでは、令和7年第15週以降の伝染性紅斑の患者数が501人となっております。

年間を通して患者数が多いのでしょうか、今年度の感染の傾向をお聞かせください。

○(保健所)鳥居塚主幹

伝染性紅斑の感染状況についての御質問ですが、伝染性紅斑は季節性のある感染症ですが、令和5年、令和6年にはほとんど報告はありませんでした。令和7年は3月第14週頃から増加し始め、波はありますが、第35週まで

で22週連続で警報レベルの発生が続いています。

○下兼委員

警報が出るというのもすごいです。実はうちの孫もかかったのですが、おかげさまで軽かったので、小樽市の定点報告を見ましたらかなりの数なので、びっくりしました。少し落ち着くと思います。

それでは、これから秋、冬を迎えるに当たり、気をつけなければならない感染症がありましたら、お聞かせください。

○(保健所)鳥居塚主幹

これからのシーズン、注意すべき感染症についての御質問ですが、秋から冬にかけては、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症やノロウイルスをはじめとした感染性胃腸炎が流行しやすい季節です。特にインフルエンザの患者は秋頃から発生し、冬にかけて患者数がピークに達する傾向があります。インフルエンザや新型コロナウイルス感染症は、高齢者や基礎疾患のある方などが感染すると、重症になることもあります。流行前からワクチン接種を行ったり、適切な感染対策を取ることが重要です。

○下兼委員

暑い夏が終わったと思ったら、もうインフルエンザに気をつけなければならない時期に来るのです。

それでは、報道で百日せきという感染もよく耳にしております。

小児に多く見られる病気であると言われてはいますが、どのような症状なのでしょう。そして、小樽市では百日せきの感染は確認できるのでしょうか、お聞かせください。

○(保健所)鳥居塚主幹

百日せきについての御質問ですが、百日せきは普通の風邪症状で始まり、次第にせきの程度が激しくなり、発作性に繰り返し、二、三週間続きます。せきは次第に減弱しますが、全経過で2か月から3か月もかかる感染症です。

市内での感染は、感染症発生動向調査で全数把握しています。市内では、令和5年には報告はなく、令和6年に5例、令和7年では1月から8月までで40例の報告がありました。北海道、全国も同様の傾向です。

○下兼委員

2か月、3か月せきが続くというのはしんどいです。ましてや子供だとしたら、見ていてかわいそうになってくのではないかと思いますけれども、やはりふだんから体力をつけて元気な子供になっていただきたいと思います。

それでは、熱中症についてお伺いいたします。

冒頭でも申し上げましたが、今年の夏は本当に暑かったです。暑さの始まりが6月というのも、私自身では記憶がありません。日が落ちて夜になっても気温が下がらず、寝苦しい日は何日もありました。

それでは、令和7年5月から8月31日までの熱中症救急搬送者数をお聞かせください。さらに、重症化し、入院した人数もお聞かせください。

○(消防)救急課長

令和7年5月から8月31日現在までの熱中症救急搬送者数は163人で、重症化し、入院した方は5人になります。

○下兼委員

やはり6月、7月、8月がかなり多かったのではないかと思います。

それでは、昨年度に比べて熱中症救急搬送者数は増加したのでしょうか、お聞かせください。

○(消防)救急課長

昨年度と比べて熱中症救急搬送者数は87人増加しております。

○下兼委員

予想どおりというわけではないですが、自分たちの感じる気温のレベルが上がってきて、私もそうだった

のですが、暑くて自分ではどうしようもないという方がやはり救急搬送されていかれるのです。

小樽市内でもエアコンを設置されている御家庭が増えてきていると思いますが、まだ扇風機だけで過ごしている御家庭も多いと思います。やはり、自分の命の危機をしっかりと分かって生活していただきたいと思います。それと、救急隊の隊員の皆様がこの暑い中、お仕事されていることに敬意を表します。皆様の体調にも気遣ってください。

それでは、環境省と気象庁では、小樽市を含む地域に、今シーズン、熱中症警戒アラートを何日発表しましたか。また、同様に昨シーズンは何日でしたか。発表された際、どのように市民にお知らせしていますでしょうか、お聞かせください。

○(保健所)健康増進課長

石狩・空知・後志地域におきまして、熱中症警戒アラートが発表された回数についてですが、令和7年度は現時点で7月23日と7月25日の2回、昨年度につきましては発表がございませんでした。

また、熱中症警戒アラートが発表された際には、小樽市のホームページや公式SNS、小樽市登録制メールを通じて市民の皆様にお知らせしているところでございます。

○下兼委員

◎クーリングシェルターについて

クーリングシェルターについてお伺いいたします。

気候変動適応法の改正により、市町村長がクーリングシェルターを指定できることになりました。その要件としては、適当な冷房設備を有する、熱中症特別警戒情報が発表された際において、開放可能な日時において無料で開放できること、受入れ可能人数が滞在するための空間が適切に確保されていること。なお、要件2の熱中症特別警戒情報は災害級の暑さだそうで、これまで一度も発令されていないとのことです。

小樽市は、この点も考慮して、熱中症特別警戒情報などの有無にかかわらず、クーリングシェルターを利用可能としていることは、やはり市民が熱中症の危険を少しでも回避するために大変効果的な運用を始めたものと思っております。

まず、始まったばかりのクーリングシェルターですが、クーリングシェルターを必要とされている皆様に必要な情報が行き届いたのかが重要だと思います。

本年度は、市民の皆さんに対してどのような周知を行ってまいりましたでしょうか、お聞かせください。

○(生活環境)環境課長

本年度におきましては、市のホームページ、SNS、広報おたるへの掲載のほか、FMおたるの「明日へ向かってスクラムトライ!」における周知、あと町内会の回覧板、報道機関への情報提供などによりまして、周知を図ってまいりました。

○下兼委員

来年度も続けていただきたいと思っております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

なお、次に予定しておりました共産党、松井委員が急遽欠席となりました。そして、自民党の説明員の集合がまだ整っていないということで、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後3時19分

再開 午後3時30分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。
自民党に移します。

○中鉢委員

◎暑熱対策と高齢者世帯へのエアコンの助成制度について

暑熱対策と高齢者世帯へのエアコンの助成制度についてというテーマで質問させていただきます。

ここ最近、知っている方にお会いすると、今年の夏も暑かったですねとか、まだ暑いですねという挨拶になったりするわけですが、これもこの時期に毎年言われている挨拶のような気がします。

数的に見ますと、今年はまだしく暑い夏で、札幌市の8月の平均気温は平年比プラス2.3度で、昭和21年の札幌管区気象台の統計開始以降、令和5年に次ぐ高温であったことから、恐らくは小樽市も同様であったと思いますし、7月は、小樽市は平年比プラス4.6度であったと。統計的な数字、過去30年間の平均値でプラス4.6度という数字ですから、いかに暑かったことが分かります。そして、9月も皆様感じておられるように高温傾向が続いています。

そこで、質問の暑熱対策であります。まず、クーリングシェルターを指定してマップを制作し、配布しておりますが、私の町内会の回覧板に、そのクーリングシェルターのマップが入っておりました。私は回覧板が最後なものですから、遅かったのかもしれないのですけれども、私のところに回覧板が届きましたのが8月18日でした。中に入っておりましたマップの日付は7月25日現在のものでした。現在、ホームページを確認いたしますと、恐らく最終版であろうかと思いますが、8月7日現在のものが掲載されています。

少しでも指定先というか、登録先を増やそうと努力されたものと思いますが、最初のクーリングシェルターのマップの作成はいつで、何度更新を重ねたのか、お尋ねいたします。

○(生活環境)環境課長

おたるクーリングシェルターマップにつきましては、本年6月25日に市ホームページにおいて、クーリングシェルターの周知に併せて作成しまして、指定施設が増えるタイミングに合わせて4回更新しているところです。

○中鉢委員

市内55か所の施設が登録されていますが、その中に公共施設が少なく残念に思うところがあります。

包括連携協定を結んでおります、市内郵便局などと協定を有効に利用できているということも言えようかと思えます。

そこで、この55施設のうち、民間施設所有者側から市の協力依頼を受けずに自主的に申込みのあった施設の数をお尋ねいたします。

○(生活環境)環境課長

市側からの協力依頼を受けずに申込みがあったのは4施設です。なお、市内の郵便局につきましては、市からクーリングシェルターの取組に協力依頼し御快諾の上、市内郵便局分を取りまとめいただきまして計33施設を指定している状況であるほか、市内に複数店舗を有するスーパーなどにつきましては、本部などに協力依頼の上、市内各店舗を指定している状況でございます。

○中鉢委員

また、市の施設を除くそれ以外の指定施設は、市側からのアプローチで指定されたという解釈でよいのか、確認させていただきます。

○(生活環境)環境課長

クーリングシェルターにつきましては本年度が初年度となる取組でありまして、気候変動適応法により市長が指

定することとなっていることから、より多くの施設の指定を目指したいと考えまして、市側から指定の目的などを御説明し御理解いただきまして、申請の手続を経て、クーリングシェルターの施設として指定に至ったところでございます。

○中鉢委員

その運用期間につきましては今月いっぱいとされていますが、現時点でクーリングシェルターの運用上でトラブルなどは生じていないでしょうか、お聞かせください。

○(生活環境)環境課長

クーリングシェルターの取組は、現在、運用期間中ではございますが、現時点で指定施設側から運用上のトラブルなどのお話は伺っておりません。

○中鉢委員

しかしながら、小さい郵便局に何人もずっとおられると困ることもあると思いますし、家の中が暑いと、クーリングシェルターに行こうと思って、当然、外のほうが暑いわけですから、近ければいいのですけれども、徒歩であるとか、バスに乗るのにバスを待つなどしていると、クーリングシェルターに行くまでに熱中症になってしまうことも考えられるわけでございます。そう考えますと、望ましいのは、各家庭での暑熱対策をしてもらうことであろうかと思えます。

本市は、他市に先駆けて、小・中学校の普通教室にエアコンを設置いたしました。私も市民の方にお会いするとき、また街頭演説の場などでは、迫市長の英断であり先進的な取組になったとお伝えしておりますが、教室のエアコンというのは児童や生徒向けのものであって、市の施策のバランスという観点で見ると、高齢者世帯へのエアコンの助成制度があってもよいのではないかと考えるわけです。

そこで、質問いたします。

本市における令和4年からの、年ごとの熱中症と熱中症が疑われる症状で救急搬送された方の人数と年齢区分、それが屋内であったか屋外だったか分かる数字をお示しく下さいということで資料提供していただきました。それを見ますと、やはり高齢化率42%程度の本市にあって、実際に高齢者の搬送率はかなり高いことと、年々エアコンの普及が進んでいると思えます。

この質問に際して、小樽市であるとか北海道のエアコンの普及率を調べようと思ったのですが、かなり数字がばらばらで出自がよく分からない部分もありましたので、何%という話とは言えないのですが、いずれにしましても、年々エアコンは普及している中であっても、搬送されている人の数が減っていないという傾向が見てとれるわけでございます。

それで、頂いた資料を見て、発生場所で教育機関がありますが、市内の小・中学校も含まれているのか。含まれていれば、その件数を屋内と屋外に分けてお示しください。

○(消防)救急課長

発生場所の教育機関には市内の小・中学校も含まれており、発生件数は昨年1件で、場所は屋内になります。

○中鉢委員

今もしもお分かりであれば、その1件はエアコンの設置前なのか後なのか、お願いしたいです。

○(消防)救急課長

屋内の施設については、エアコンの設置前とお聞きしております。

○中鉢委員

後だったらどうしようかと、せっかく設置されたエアコンが有効に活用されていないと思ったのですが、もちろん熱中症になってしまうのは大変残念なことでありますが、設置前ということで安心しました。

今回提供された資料は8月末日のものでございますが、9月に入っても熱中症、また熱中症の疑いの救急搬送と

いうのがあるのか、お尋ねいたします。

○(消防)救急課長

9月に入ってから、熱中症と熱中症が疑われる傷病者は3件の救急搬送を行っております。

○中鉢委員

あと、問題点を見つけるとすれば、5月からだったか6月からだったか忘れてしまいましたけれども、職場での暑さ対策の義務化、労働安全衛生規則の改正が始まっている中であって、職場での発生というのが減っていないことが見てとれます。

そこで、質問いたします。同一の職場での発生事例もあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○(消防)救急課長

同一の職場での熱中症につきましては、本年は1件、昨年は1件発生しております。

○中鉢委員

職場で熱中症の発生があった場合、労働基準監督署への通報、情報提供の必要性もあるかと感じるわけですが、消防本部としての対応はどのようにされていますか。

○(消防)警防課長

消防本部では、平成2年に小樽労働基準監督署長と作成した労働災害に係る通報要領に基づき、業務上の死亡や重篤、また同時に3人以上発生という通報対象事案に該当した場合は、熱中症についても小樽労働基準監督署に通報することとなっております。

○中鉢委員

それでは、実際に熱中症での通報事案というのはあるのでしょうか、お尋ねします。

○(消防)警防課長

これまで、熱中症事案で小樽労働基準監督署に通報したことはございません。

○中鉢委員

私の個人的な周りの話になりますけれども、私の実家も3年前にエアコンを設置しました。それまでは冷風機という気化熱を使ったものであるとか、それがあまり涼しくないものですから、スポットエアコンを買って使うと、冷たい風が当たるところもあるのですけれども、部屋自体はあまり冷えないこともあります。

そもそも私の親の世代、うちの母親は今月で84歳だったと思いますが、実は、そういうものを積極的に使わない傾向というのがあって、電気代がどうというのもあるのですけれども、世代的に我慢するというか、耐えるという傾向があるように思っております。

ただ、エアコンはよほど快適だったのか、設置してからは頻繁に使うようになっておりますが、それも自分のためではなくて、飼っている猫のためという理由も結構ありまして、本末転倒かという気もしますが、いずれにしても、暑さに弱い、住んでいる家も古く、エアコンの設置が遅れているであろう高齢者世帯への手当が必要であろうと考えるのですが、質問いたします。

本市で高齢者世帯へのエアコンの設置の助成などを検討されたことがあるのか、お尋ねいたします。

○(福祉保険)福祉総合相談室太田主幹

今までに検討したことはありません。

○中鉢委員

ほかの自治体に目を向けますと、県単位でエアコンの設置の助成を進めている都県が私の確認で五つ、北海道内の自治体でも、石狩市、網走市、士幌町、上ノ国町などで実施、もしくはここ数年の間に実施されておりました。

今定例会で暑熱対策に対する質問が多くされていて、財政面の問題が一番であると思いますが、先ほど挙げた自治体は本市とそれぞれ人口も違いますし、一概に比較はできませんけれども、ある一定の指標とするのであれば、

本市よりも財政力指数は低い自治体であるようであります。

小樽市は、独自でゼロカーボンの観点で住宅エコリフォームの補助金を行っておりますが、現時点での本年の予算額と予算の執行状況と今後の執行見込みをお示してください。

○（建設）建築住宅課長

住宅エコリフォームの補助金につきましては、令和7年度予算として850万円を計上しております。予算の執行状況につきましては、8月末までに交付した金額は76万6,000円であり、8月末の予算執行率としては約9%となっております。

今後の執行見込みにつきましては、申請済みで今後、工事が完了するものに加え、9月以降、昨年度と同程度の申請があるものと仮定しますと、今年度の執行見込額は約530万円、執行率は約62%になるものと見込んでおります。

○中鉢委員

現時点での執行状況は、進んでいないことが分かりました。

道内においてエアコンの助成制度を導入している自治体は、制度はばらばらでありまして、助成の対象者も限定方法も様々であります。もちろん暴力団員ではないこと、税の滞納がないことは大前提として、年齢の設定も様々でありまして、高齢者に限定していない自治体、70歳以上としていたり、士幌町では助成対象者を要介護、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳での認定や所持などによって細分化もされております。ほか自治体内で、エアコンを購入していることなども条件として設定している自治体もあります。そして、助成の上限額は2万円から最大10万円となっております。

今る暑熱対策、エアコンの助成の必要性を訴えてまいりましたが、市として、高齢者世帯へのエアコンの設置費用の助成の必要性をどのように感じておられるか、お尋ねいたします。

○（福祉保険）福祉総合相談室太田主幹

高齢者は暑さが感じにくいなどによる熱中症へのリスクもありまして、暑さを避けるための室温の調整手段としては、エアコンの使用は有効な方法の一つと考えます。

一方で、暑さについては年齢に関係なく感じるものでもありまして、持病や障害のある方や小さな子供のいる家庭など、ほかにもリスクの高い世帯がある中で、高齢者世帯に限っての費用助成につきましては、公平性の観点から課題があると考えております。

○中鉢委員

公平性の観点で、学校の普通教室に設置したので高齢者にもというお話もありましたが、いろいろと数字の捉え方もあろうかと思えます。

潤沢な予算がないことは理解しておりますが、制度設計を工夫すれば、対象者をある一定の限定にする、もしくは上限額の設定によって実施可能な助成制度ではないのかと思えますが、その点について見解をお伺いしたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室太田主幹

先ほどお答えしましたとおり、特定の世帯のみに助成を行うことについては、公平性の観点で課題があると考えておりまして、現時点では、市独自の制度化は考えておりませんが、今後、国が制度化した際には、改めて検討したいと思っております。

なお、高齢者に対する熱中症予防のための啓発活動ですとか、暑さをしのげるクーリングシェルターの活用の促進、個別の見守り支援など、可能な支援には、各部で連携しながら引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

○松岩委員

◎町内会に関連して

私から、町内会についてというタイトルで質問します。

市長は、人口減少が本市の最大の課題というのは常々おっしゃっておりまして、今定例会でもいろいろな質問中の答弁で、町内会の組織力強化が課題である旨の発言もありました。言うまでもないのですが、小樽市の人口は年間2,000人減っているところで、どういうわけか、住宅の在り方などによっては一部地域で増加したり減少が食いとどまっている地区もあるけれども、それ以上に速いスピードで人口は減っている地域のほうが多いのではないかと思います。

日頃、高島町会と祝津町会に直接関わる機会がございまして、私が関わりを持つようになってから七、八年になるのですが、どちらの町内会も役員だとか中心的な担い手の方々がやはり70歳以上という高齢者が中心、それから60歳以下の方はほとんど入られていないのではないかと、なかなか若返りを果たせないところがあって、すごく苦しい状況にあります。これは、市内のいろいろな町内会であるようなことなのではないかと。

高島と祝津の両町内会というか、その地域の若い世代の方とお話をしていると、5年先、10年先、町内会はあるのだろうかという話になるのです。あったとしても、まともな活動ができているのだろうかという話が心配の声として上がっています。特に、高島の場合は町内会として会館を有していますので、現時点でも空調の故障だったり屋根の改修などが起きていて、度々問題になっているのです。今後、耐用年数に達する頃になってくると、壊すのか、もう一回建てるのかなど、維持管理も困難になってくるのではないかとこの不安の声が本当にたくさんあります。

前段、長く語りましたが、改めて町内会を所管する生活環境部では、町内会の役割や意義をどう考えているのか、お示しいただきたいと思います。

○（生活環境）角澤主幹

町内会は、一定の地域に住む住民が自主的に組織しまして、防災や防犯活動などの地域の安全や地域の環境美化などの生活環境の向上のための活動などを行う、地域コミュニティの中心的役割を担う団体であると認識しております。

○松岩委員

私は、A Iに町内会の役割とは何かと聞いたのですが、防犯とか防災、それから地域コミュニティや多世代交流の形成、ごみ収集や公園管理などの環境美化、市からの通知や回覧板を通しての住民への情報共有や要望を行政に届けるという窓口的な役割、子供会や文化活動、地域の歴史伝統の継承、イベントの実施というのがいろいろあって、町内会は昔からあるものですから、そういう中で非常に役割は大きいのではないかと思っています。

町内会の加入率の現状と推移についての把握をお聞かせいただきたいと思います。

○（生活環境）角澤主幹

本市の町内会の加入率につきましては、総連合町会から毎年報告される町内会加入世帯数を7月末の市の世帯数で割ることで算出しておりますが、直近5年間を申し上げますと、令和3年度が71.6%、令和4年度が71.2%、令和5年度が70.9%、令和6年度が70.0%、令和7年度が69.4%という推移になってございます。

○松岩委員

担い手不足、高齢化が進むというのは今に始まったことではないのですが、町内会の存続というか、運営を支援するような施策はどういったものがあるのでしょうか。

○（生活環境）角澤主幹

町内会の支援策としましては、まず、財政的支援として、町内会の運営費の一部を補助する総連合町会補助金、町内会館等の建設助成金、ごみ箱設置費等助成金、集団資源回収に対する支援、街路防犯灯の設置及び維持に關す

る補助を行っております。

なお、電子回覧板やウェブによる町内会の会議など、町内会業務のデジタル化を進めることで役員の負担軽減を図るといったことを目的とした町内会役員向けスマートフォン教室の開催といったものに対する支援や、町内会が行う防災訓練や茶話会などのまちづくり活動に対する支援も盛り込んでいるところであります。

また、町内会の役割、重要性を御存じない方もいらっしゃることから、市民の皆さんに町内会の存在を身近に感じていただき、市民に町内会活動の重要性の認識と関心を深めてもらうために、町内会から活動内容の情報を送っていただいて、市のホームページから発信して広く周知していくという後方支援も行っております。

○松岩委員

市としても全く何もやっていないわけではなくて、でき得る対応策をやっているのはよく分かりました。

私は札幌市出身でして、札幌市の住宅街に大学卒業までおりましたけれども、その町内会もやはり私が小学生ぐらいのときに、町内会の役員をやっていた方が社会人になって戻ってきて、10年ぐらいやられているというところで、札幌市でも町内会の活動参加がすごく課題になっています。

細かいことは言いませんが、例えば札幌市の取組としてマチトモLABOがございまして、簡単に分かりやすく言うと、若者などについて、町内会の活動への参加を促進するような事業で、参加してくれた方には謝礼が出るという仕組みなのですが、非常にいい取組の例ではあると思うのですが、では、例えばこれをそっくりそのまま小樽市に当てはめてやってみたとしても、予算とかの課題はさておきとして、町内会側の需要だとか受入れ体制の構築がなければ成立しないのではないかと思います。私が中心的に見ているのは高島、祝津の二つですが、やはり人間関係の課題とか世代間の認識、コミュニケーションの課題がたくさんあって、みんな何とかしたいという思いはあっても、なかなかできずにいるのではないかと見ています。

一応、若い世代や新しく住まわれた住民の方、それから今増えてきていると言われている外国人の住民の方々の加入促進に向けた工夫はどういったものがあるのか、お示しいただきたいと思います。

○（生活環境）角澤主幹

まず、市内に転居してこられた皆様に対しては、戸籍住民課あるいはサービスセンターで、転入届を提出された方々に、町内会加入を促すようなチラシ配布を行ってございます。

また、新規の方に限らず既に住まわれている方も含めてですが、外国人の方々に対しましては、加入促進の声かけを町内会役員等の方々が行う際に、日本語が通じない場合もあるということで、町内会が伝えたい内容の文章を市で翻訳のお手伝いをするといった工夫も行っております。

また、若い世代に向けて特化した取組は特にはないのですが、若い世代の方が中心となって町内会活動を行っている活動内容をホームページに掲載することで、ほかの町内会の皆様、特に役員の皆様に御覧いただき、御自身の町内会活動の取組の参考の一助になるように掲載していることもございます。

○松岩委員

町内会が運営できないということで解散した例があるのか、お聞かせください。

○（生活環境）角澤主幹

解散の報告につきましては、総連合町会から連絡が来る形でございますが、この10年間程度で見ますと、平成28年3月に1件、令和2年3月に1件、令和5年1月に解散した例がございまして、いずれも100世帯以下の比較的規模が小さい町内会であったという実態がございました。

○松岩委員

解散した町内会の住民は、その後どのようにになってしまうのかも聞かせたいと思います。

○(生活環境)角澤主幹

その影響につきましてですが、回覧板による地域の情報入手ができなくなることで、それから地域でのイベントが行われなくなり、近隣住民の交流機会が減少するといったことが考えられるかと思えます。

○松岩委員

今、100世帯以下の町内会だったのですけれども、例えばそれこそ高島町会など、それなりの区域や世帯数の大きい町内会が担い手不足とか、いろいろな理由で解散もしくは事実上解散状態になった場合、起きる課題と生活環境部の対応をお示してください。

○(生活環境)角澤主幹

比較的規模の大きい町内会が解散することにより、まず、町内会が担っている街路灯やごみステーションの維持管理が行われなくなり、地域の安全や生活環境が維持できなくなる可能性が考えられます。特に大きな町内会においては影響も大きいと考えられます。そうしたところは総連合町会とも情報共有をしまして、できれば解散とならないように、解散前にそうならないように何ができるかを情報収集して考えていく必要があると思っております。それを地域の住民の皆さんにとって一番よい方法を、総連合町会、そして当該町内会の役員と協議して考えていくことが市にできることかと考えております。

○松岩委員

少し話が変わりますけれども、小樽市自治基本条例で町内会はどう位置づけられているのか、お聞かせください。

○(総合政策)企画政策室赤井主幹

小樽市自治基本条例での町内会の位置づけにつきましては、文言の定義をしております第2条第3号におきまして、地域を単位とする町内会をコミュニティーの一つとして定義しております。また、コミュニティーにつきましては、第10条第1項におきまして、「市民、議会及び市は、コミュニティーがまちづくりにとって重要であることを認識し、守り育てるものとします。」、そして第10条第2項におきまして、「市は、コミュニティーの主体性及び自立性並びに地域特性を尊重しながら、各コミュニティーの情報交換のための体制整備、活動拠点の確保その他の必要な支援を行うよう努めます。」とうたわれているものでございます。

○松岩委員

それから、小樽市総合計画では町内会に関することも理念的、理想的に記載されているのですが、総合政策部の中での町内会の役割と意義のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○(総合政策)企画政策室赤井主幹

町内会の役割と意義ですが、小樽市総合計画の市政運営の基本姿勢では、「まちづくりの中心となる町内会などの地域コミュニティーの維持が懸念されているため、様々な交流や活動を通じて、住民同士がお互いに支え合い、安全で安心なまちづくりに取り組めるよう、地域コミュニティー活動を活性化していくことが求められています。」と現状と課題を記載しており、また小樽市自治基本条例でも、町内会を含めた「コミュニティーがまちづくりにとって重要である」と示されており、総合政策部としましても、町内会は市民との協働のまちづくりを進める上で重要な存在であると考えているところでございます。

○松岩委員

今定例会で、各会派の皆さん、埼玉県春日部市との防災協定や自主防災組織の話題を多く質問されたように感じます。その自主防災組織が町内会を基本的な単位とする組織なのですが、肝腎な町内会がきちんと機能していればいいのですが、なかなかそうになっていなかったり、難しいところで、自主防災組織の議論をしても、私は何か手前の整理ができていないのではないかとどうしても思うのです。

災害対策における町内会の役割と意義を災害対策室がどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○(総務) 災害対策室安藤主幹

災害対策における町内会の役割と意義につきましては、災害への対応において必要とされる自助、共助、公助のうち、町内会には共助の主体としての役割を担っていただくことから、平素の段階や災害発生時において、近隣がお互いに助け合って地域や住民を守ること、または、そのために備えることが必要と考えております。

○松岩委員

次に、全国的に町内会に関する課題はたくさんあると思うのですが、小樽市の場合は一応まだ人口が10万人いますし、住民登録が少ない小さい町内会も多いですけれども、基本的には住民がそれなりにいる町内会が大体ですので、人手不足といっても、やはり何百人かぐらいは若い世代もいるはずなのです。だけれども、なかなか町内会として組織するのが難しいと。

高島、祝津に関してだけ言うと、例えば漁業者の組織があったり、地域のお寺、神社の組織、地域のイベントを行っている実行委員会、高島小学校を中心としたPTAなどといった地域に根差した様々な団体とかコミュニティがあるので、今のところ、町内会の機能が低下してもまだ横のつながりがあるところで、例えば災害時も町内会とは別のコミュニティが機能することで、いわゆる共助が果たされていくのかと思うのです。

自主防災組織だけに限って言うと、その後の活動をしっかりと町内会の運営も含めてサポートしていかないと、なかなか成立させていくのは難しいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○(総務) 災害対策室安藤主幹

本市といたしましては、町内会の防災に関する機能や体制強化の必要性については、総連合町会とも意見交換を行っており、現在、具体的施策については検討中の段階ではありますが、例えば次年度から、地域における防災リーダー確保の観点から、町内会に北海道地域防災マスターを確保するための施策を検討するなど、既に実施している防災訓練や防災講話に係る支援と併せて、引き続き町内会等をサポートしてまいりたいと考えております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。